No	035	市町村名		阪南市	実施の有無			平成23年1月10日作成		
障がい者施策		Α	A 住宅・居住支援(重度身体障害者住宅改造費の助成)		有	所在地:大阪府阪南市尾崎町35番地の1				
		В	その他のバリアフリー施策		有	-  [平成22年11月1日現在]				
高齢者施策		С	高齡者住宅改造費助成事業			【人口:58,408人   高齢化率:20,35%(平成20年9月16日)				
		D	介護保	<b> </b>	有	1				
А	住宅	E·居住支援(重度身体障害者住宅改造費の助成)			担当部署	福祉部市民福祉課				
対象者		対象者(住宅・居住支援):生計中心者の前年所得税課税額が7万円以下。視覚障害1、2級 聴覚障害1、2級 内部障害1、2級で、介護保険の2号被保 険者に該当しない方 (日常生活用具の給付での住宅改修対象者は本制度の対象となりません。)								
助成金額の上限		20万円								
手続きの流れ		窓口で事前相談(日常生活用具の給付・貸与か住宅・居住支援かを相談)→ケースワーカーが自宅を訪問→(給付の必要性あれば、保健師・理学療法 士と共に再訪問)→申請→工事着エ→支給申請								
HPへの掲載		有	有 制度の概要紹介あり。書類のダウンロードなし。			訪問調査	有	事前にケースワーカー が、全件自宅訪問。		
事業概要説明書類		有	福祉の手引き							
申請書類		有	申請時(住宅・居住支援):申請書・工事概要調書・見積書・工事箇所の図面(平面図および立面図)・住民票または外国人登録書の写し 有・世帯全員の所得などに関する状況を確認することが出来る書類の写し・借家にあっては、家主の住宅改造に係わる承諾書							

特記

介護保険が優先され、介護保険を利用すると使えない。 受領委任払いは、生活保護受給者の方のみです。

## В その他のバリアフリー施策

日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具)

- ・対象者:学齢児以上で下肢、体幹機能障害3級以上。乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害3級以上。 ・申請時:申請書・身体障害者手帳の写し・見積書 ・工事箇所の図面(平面図) ・現況写真 ・借家の場合は家主の住宅改修に係わる承諾書 ・市民税課税、非課税証明書 ・ケースワーカーの訪問があります。

D		介護保険住宅改修費支給	健康部介護保険課							
対象者	要介護・要支援認定者				無					
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)				有	受領委任払い	有			
手続きの流れ	事前申請(工事着工前)、確認通知書の送付、工事着工、工事終了後支給申請									
HPへの掲載	有	有 制度の概要説明あり。手引きと申請書のダウンロードあり。		訪問調査	有	申請件数の3割程。				
事業概要説明書類	要説明書類 有 住宅改修の手引き					•				
申請書類	有	『事前申請』 申請書・理由書・住宅改修前の写真(必ず撮影年月日が分かるように日付を入れて撮影。カメラの日付機能は可。)・改修予定の図面(平面図)・見積書(住宅改修の箇所及び数量、長さ、面積などの規模を明確にし、工事の内容や規模が分かるように記入。)・パンフレット(既製品の場合、金額等が把握できるもの。)・所有者の承諾書・受領委任払い承認書(生活保護受給者のとき) 『支給申請』 申請書・理由書・住宅改修後の写真(改修前の写真と同アングル)・領収書(原本)・内訳書・代理権授与通知書(振込先欄の記載が被保険者でない場合)								

特記

受領委任払いは、生活保護受給者の方のみです。